

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西蒲区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 1 0 月 1 9 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
市道	巻 2 - 1 号線	新潟市西蒲区竹野町字浦田 1980 番地先から 新潟市西蒲区伏部字砂田 13 番 1 地先まで	平成 2 1 年 1 0 月 1 9 日
市道	巻 2 - 507 号線	新潟市西蒲区松野尾字新次郎江 4111 番 3 地先から 新潟市西蒲区松野尾字新次郎江 3399 番 3 地先まで	
市道	潟東 1 - 476 号線	新潟市西蒲区井隋字大山 3370 番 1 地先から 新潟市西蒲区井隋字中通 2740 番 1 地先まで	